

運輸安全マネジメントへの取り組み

平和コーポレーション株式会社

安 全 方 針

平和コーポレーション株式会社は、輸送の安全確保が自動車運送事業者の社会的使命と深く認識し、全社員に輸送の安全の確保が最も重要であるという意識の徹底を図り、安全マネジメント体制の維持、継続的な改善に努めるため、次のとおり安全方針を定める。

1. 代表者(経営者)は、輸送の安全確保が事業経営の根幹であることを深く認識し、社員に輸送の安全確保が最も重要であるという意識を徹底させます。
また、社内において輸送の安全の確保に主導的な役割を果たします。
2. 安全マネジメントを確実に実施し、全社員が一丸となって業務を遂行することにより、絶えず輸送の安全性の向上に努めます。
3. 輸送の安全に関する情報について、積極的に公表します。

平成 22 年 4 月 30 日

平和コーポレーション株式会社
代表取締役 山田 幹雄 印

輸送の安全目標

1. 事故削減目標

	重大事故		交通事故		内 訳
	目標	実績	目標	実績	
平成 21 年度	0 件	0 件	10 件	15 件	人身 3 件(無責 2 件) 物損 12 件(無責 4 件)
平成 22 年度	0 件		10 件		

※ 1.重大事故は、自動車事故報告規則第 2 条に規定する事故をいう。

※ 2.交通事故は、重大事故を除く有責・無責のすべての事故をいう。

2. 関係法令及び社内規定の遵守を確保

関係法令及び社内規定(安全を管理する規程等)の遵守は、四半期毎に教育を実施します。

3. 安全管理の取組状況の点検と改善

安全を管理する規程に基づく、「安全管理の取り組み状況の自己チェックリスト」により 1 年 1 回以上チェックを行い、全員で必要に応じて問題の解決に向けた対策を講じます。

4. 輸送の安全に関する教育、研修の計画を作成し、これを適確に実施します。

①事故防止対策会議
(毎月 1 回開催)

②乗務員集合研修
(毎月 1 回開催)

③事故惹起者への指導
(事故発生時)

平成 22 年 4 月 30 日

平和コーポレーション株式会社
安全担当部長
安全統括責任者 林 世紀 印

平成22年度輸送の安全に関する公表

平和コーポレーション株式会社は、平成22年度運輸安全マネジメントに関する取り組みについて、次のとおり輸送の安全に関する公表を行っております。

1、輸送の安全に関する基本的な方針

- (1) 代表者(経営者)は、輸送の安全確保が事業経営の根幹であることを深く認識し、社員に輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底させ、また、社内において輸送の安全の確保に主導的な役割を果たします。
- (2) 輸送安全マネジメントを確実に実施し、全社員が一丸となって業務を遂行することにより、絶えず輸送の安全性の向上に努めます。
- (3) 輸送の安全に関する情報について、積極的に公表します。

2、輸送の安全に関する目標及び当該目標の達成状況

3、自動車事故報告規則第2条に規定する事故に関する統計

(総件数及び類型別の事故件数)

	重大事故		交通事故		内 訳
	目標	実績	目標	実績	
平成 21 年度	0 件	0 件	10 件	15 件	人身 3 件(無責 2 件) 物損 12 件(無責 4 件)
平成 22 年度	0 件		10 件		

4、輸送の安全のために講じた措置及び講じようとする措置

(1) 運転者教育・研修

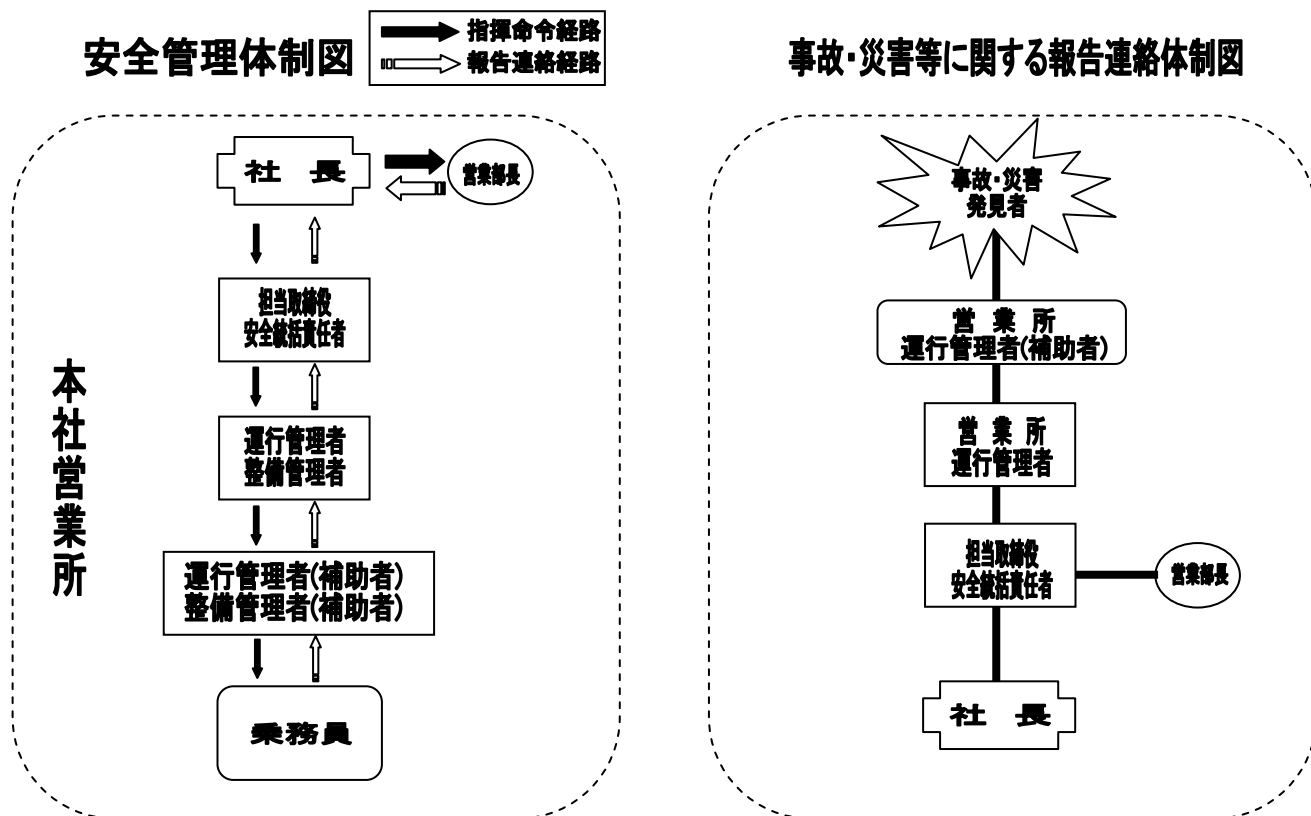
運転者年間教育計画を作成し、初任運転者研修、適齢運転者研修、現任運転者研修及び初任、適齢、現任運転者に対する関係法令遵守、ヒヤリハット等の小集団教育を実施して輸送の安全確保に向けた意識の向上を図ります。

(2) 交通安全運動等期間中は、事故防止運動を実施します。

- ・春の全国交通安全運動
- ・夏の事故防止運動
- ・秋の全国交通安全運動
- ・年末年始自動車輸送安全総点検

(3) 輸送の安全に関する安全管理の取組状況の点検と改善については年間に1回以上実施し、是正・予防措置を講じるとともに、継続的改善に努めます。

5、輸送の安全に係る情報の伝達体制その他組織体制



6、輸送の安全に関する教育及び研修の計画

- ① 事故防止対策会議……………毎月1回開催
- ② 乗務員集合研修……………毎月1回開催
- ③ 事故惹起者に対する指導……………事故発生時

7、輸送の安全に関する安全管理の取り組み状況の自己チェックリスト及び措置内容

- ・本社全ての部署で安全管理の取り組み状況の確認を実施しました。
- ・実施結果は、見直しと継続的改善への取り組みについて、再徹底を行いました。
- ・フォローアップ監査において、改善されたことを確認しました。

8、行政処分内容、講じた措置等

今年度、行政処分なし

目次

第一章 総則
第二章 輸送の安全を確保するための事業の運営と方針等
第三章 代表者(経営者)の役割等
第四章 安全管理の実施等
第五章 安全管理の取り組み状況の点検と改善等

第一章 総則

(目的)

第一条 この規則(以下「本規則」という。)は、道路運送法(昭和二十六年法律第183号)(以下「法」という。)第22条(輸送の安全性の向上)及び第29条の3(情報の公開)の規定に基づき、輸送の安全を確保するために遵守すべき事項を定め、もって輸送の安全性の向上を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第二条 本規定は、当社の旅客運送事業に係る業務活動に適用する。

第二章 輸送の安全を確保するための事業の運営と方針等

(輸送の安全に関する基本的な考え方(安全第一、法令遵守を記載した「安全方針」))

第三条

- ① 代表者(経営者)は、輸送の安全の確保が事業経営の根幹であることを深く認識し、社内において輸送の安全の確保に主導的な役割を果たす。また、現場における安全に関する声に真摯に耳を傾けるなど現場の状況を十分に踏まえつつ、社員に対し輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底させる。
- ② 輸送の安全に関する計画の策定、実行、チェック、改善(Plan Do Check Act)を確実に実施し、安全対策を不断に見直すことにより、全社員が一丸になって業務を遂行することにより、絶えず輸送の安全性の向上に努める。また、輸送の安全に関する情報については、積極的に公表する。

(輸送の安全に関する目標)

第四条 第三条に掲げる方針に基づき、目標を策定する。

(輸送の安全に関する計画)

第五条 前条に掲げる目標を達成し、輸送の安全に関する基本的な考え方(安全第一、法令遵守)を記載した安全方針に応じて、輸送の安全を確保するために必要な計画を作成する。

第三章 代表者(経営者)の役割等

(代表者(経営者)の役割)

第六条

- ① 代表者(経営者)は、輸送の安全の確保に関する最終的な責任を有する。
- ② 代表者(経営者)は、輸送の安全の確保に関し、予算の確保、安全管理体制の構築等必要な措置を講じる。
- ③ 代表者(経営者)は、輸送の安全の確保に関し、安全統括責任者の意見を尊重する。
- ④ 代表者(経営者)は、輸送の安全の確保するための業務の実施及び管理の状況が適切かどうかを常に確認し、必要な改善を行う。

(社内組織)

第七条

- ① 次に掲げる者を選任し、輸送の安全の確保について責任のある体制(別紙1、図-1)を構築し、輸送の安全の確保するために社内統治を適確に行う。
 - 一、安全統括責任者
 - 二、運行管理者
 - 三、整備管理者
- ② 安全統括責任者は、輸送の安全の確保に関し、営業所内各課を統括し、指導監督を行う。
- ③ 輸送の安全に関する組織体制及び指揮命令系統については、安全統括責任者が病気等を理由に本社に不在である場合や重大な事故、災害等に対応する場合を含め、別に定める組織図による。

(安全統括責任者の選任及び解任)

第八条

- ① 会社の人員体制上、可能な場合には、安全を統括する責任者(以下「安全統括責任者」という。)1名を選任する
- ② 安全統括責任者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、当該責任者を解任する。
 - 一、身体の故障その他のやむを得ない事由により職務を引き続き行うことが困難になったとき。
 - 二、関係法令等の違反又は輸送の安全の確保の状況に関する確認を怠る等により、安全統括責任者がその職務を引き続き行うことが輸送の安全の確保に支障を及ぼすおそれがあると認められたとき。

(安全統括責任者の業務)

第九条 安全統括責任者は、次に掲げる業務を行う。

- ① 全社員に対し、安全方針の社内周知を行うこと。
- ② 安全目標を作成し、社員を指揮・指導し、安全目標の達成に向けた取り組みを積極的に行うこと。
- ③ 代表者(経営者)との連絡を密にし、輸送の安全に関する情報を集め、代表者(経営者)に適時、適切に報告すること。
- ④ 会社の人員規模に応じた安全管理の取り組み体制を決め、各自の役割を定め、社内に周知する。
- ⑤ 安全管理の取り組み状況を年1回は点検し、その結果を代表者(経営者)に適時、適切に報告すること。

第4章 安全管理の実施等

(輸送の安全に関する情報の伝達及び収集)

第十条 代表者(経営者)、又は安全統括責任者は、輸送の安全に関する情報が適時、適切に社内に伝わるようにするとともに、現場の声を適時、適切に把握する。また、旅客から輸送の安全に関する意見・要望を必要に応じてアンケート等により収集する。

(法令等の遵守)

第十一条 社員は、輸送の安全に必要な関係法令、通達及び社内規則を遵守するとともに、代表者(経営者)、又は安全統括責任者は、それらの状況を定期的に確認すること。

(輸送の安全に必要な手順・規則)

第十二条 安全統括責任者は、本規定の写しを配布又は、掲示するなどをして社内に周知すること。

(庸車事業者の利用)

第十三条 事業者が庸車事業者を利用する場合にあつては、次のような庸車事業者の輸送の安全の確保を阻害する行為を行ってはならない。

- ① 到着時間等について安全の確保が困難な無理な運行を依頼すること。
- ② 庸車事業者と長期契約を結ぶ等の密接な関係にある場合は、庸車事業者における安全管理体制の構築・改善について要請・指導する。

(教育・訓練)

第十四条 代表者(経営者)、又は安全統括責任者は、輸送の安全に係る者に対し教育・訓練を定期的に実施する。教育・訓練の実施に当たっては、外部が主催する輸送安全マネジメント制度に関するセミナー、講習会等を活用する等して実施状況を記録し、保管する。

(事故等の対応)

第十五条

- ① 社員は、事故・災害が発生した場合は、事故・災害等に関する報告連絡体制図(別紙1、図-2)により、代表者(経営者)及び安全統括責任者にその情報を適時、適切に報告する。
- ② 代表者(経営者)は、自ら、又は安全統括責任者に指示する等して、前項により報告を受けた事故について、再発防止策を検討・実施する。
- ③ 代表者(経営者)は、自ら、又は安全統括責任者に指示する等して、必要に応じて現場からヒヤリ・ハット情報(事故にならなかったが、「ヒヤッ」とした、「ハッと」した出来事)を集め、事故防止のために適切な対応策を講じる。
- ④ 代表者(経営者)は、自ら、又は安全統括責任者に指示する等して、他の事業者の事故事例等を積極的に集め、自社の事故防止に活用する。
- ⑤ 代表者(経営者)は、重大な事故等が発生した場合の対応方法をあらかじめ決め、自ら、又は安全統括責任者に指示する等して、社内に周知する。
- ⑥ 代表者(経営者)は、自ら、又は安全統括責任者に指示する等して、前第一項から第五項までの実施状況を記録し、保管する。
- ⑦ 自動車事故報告規則(昭和二六年運輸省令第百四号)に定める事故があつた場合は、国土交通省

へ必要な報告または届け出を行う。

また、災害等により事故等があった場合は、国土交通省その他関係機関に必要な情報提供を行う。

第五章 安全管理の取り組み状況の点検と改善等

(安全管理の取り組み状況の点検と改善)

第十六条

- ① 輸送の安全に向け、定期的に安全管理の取り組み状況の点検し、把握した問題点を改善することが重要であり、代表者(経営者)及び安全統括責任者は、以下の取り組みを行う。
- ② 代表者(経営者)は、自ら、又は安全統括責任者に指示する等して、少なくとも年に1回、安全目標の達成状況や安全管理の取り組み状況を、別紙の2の「安全管理の取り組み状況の自己チェックリスト」の活用等により、点検する。安全統括責任者はその結果を代表者(経営者)に報告する。
- ③ 代表者(経営者)は、前項の点検結果、問題があると分かった場合には、必要な改善を行う。
- ④ 代表者(経営者)は、自ら、又は安全統括責任者に指示する等して、第2項及び第3項の実施状況を記録し、保管する。

(情報の公開)

第十七条

- ① 輸送の安全に関する基本的な考え方(安全方針)、輸送の安全に関する目標及び当該目標の達成状況、自動車事故報告規則第2条に規定する統計は、毎年度、外部に対し公表する。
- ② 事故発生後における再発防止策等、行政処分後に輸送の安全の確保のために講じた改善状況について国土交通省に報告した場合には、速やかに外部に対し公表する。

(輸送の安全に関する情報の管理等)

第十八条

- ① 本行程は、業務の実態に応じ、定期的に適時・適切に見直しを行う。
- ② 輸送の安全に関する事業運営上の方針の作成に当たっての会議の議事録、報告連絡体制、事故、災害等の報告、安全統括責任者の指示、安全管理の取り組み状況の自己チェックリストの結果、安全の確保の状況の点検の結果判明した問題とその解決のため対応した状況等を記録し、これを所定の場所に適切に保存する。

附 則 (実施の期日)

本規定は平成 22 年 5 月 1 日から実施する。

図-1

安全管理体制図

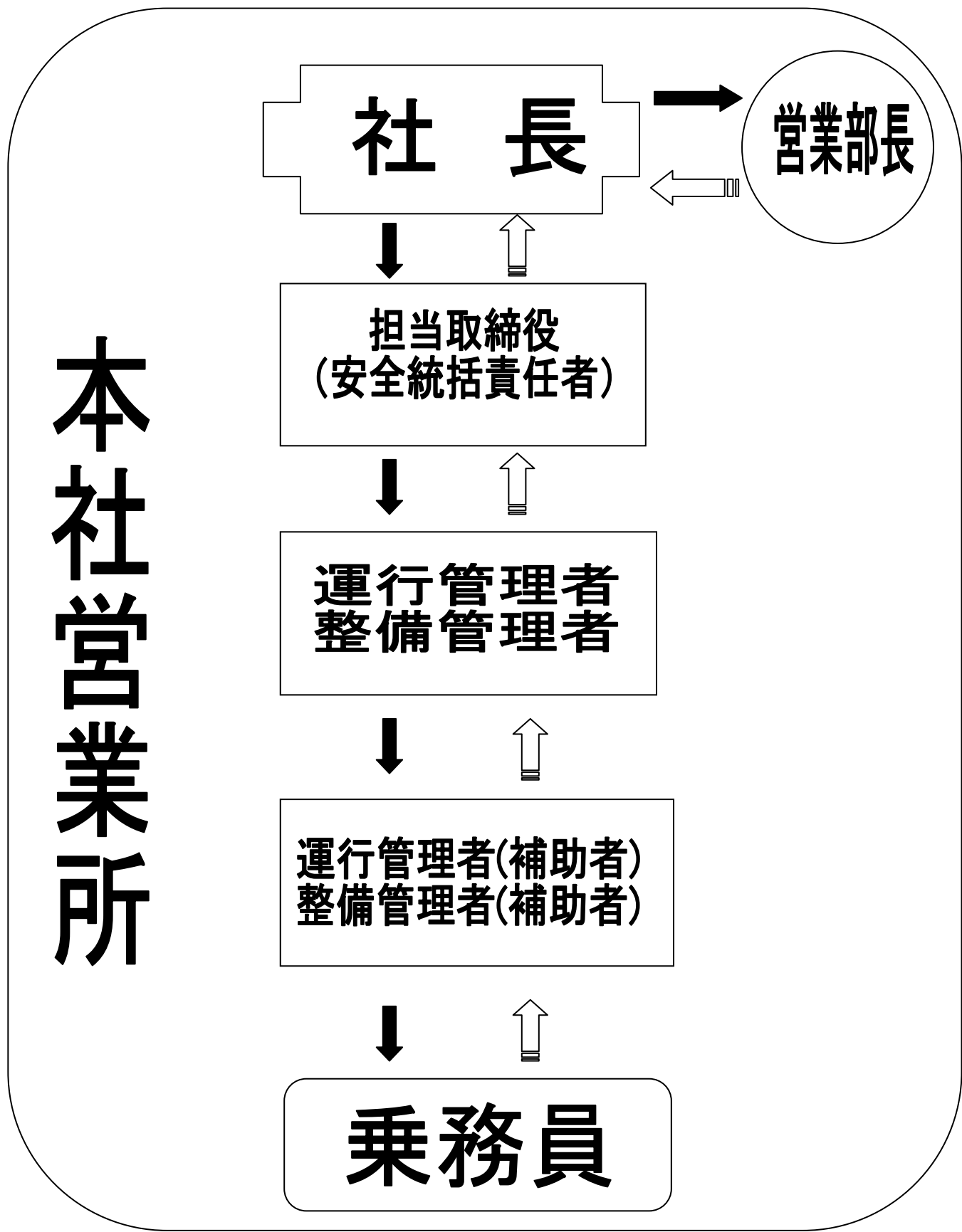
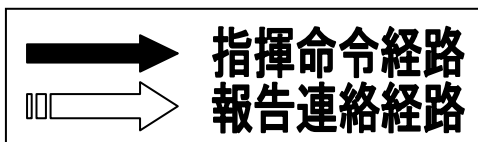
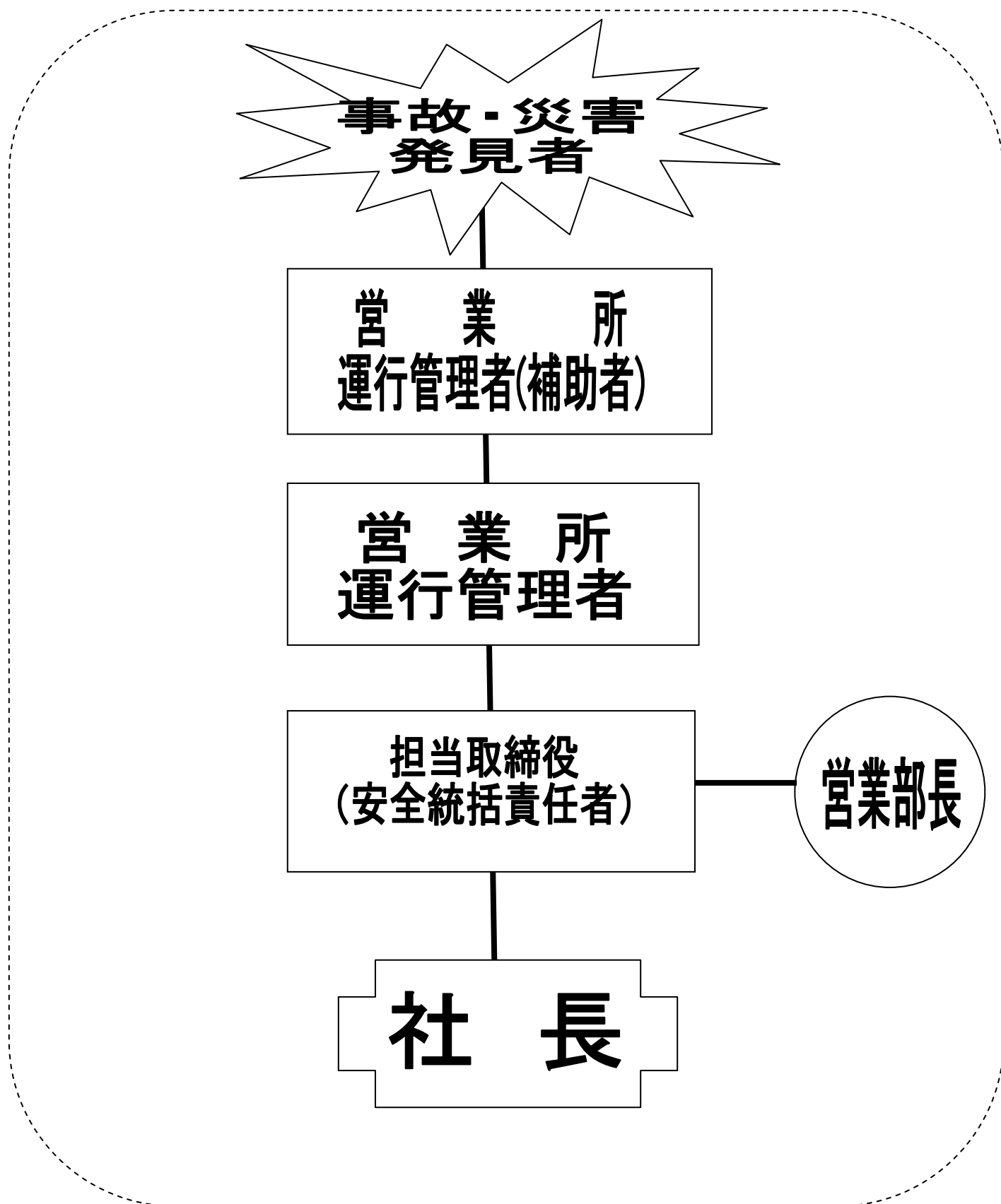


図-2 事故・災害等に関する報告連絡体制図



安全管理の取り組み状況の自己チェックリスト

(※)年に1回安全の取り組み状況を定期的に確認します。また、チェックリストは記録・保管し、次回の際、昨年との比較を行います。

点検日： 年 月 日

	自己点検チェックリスト	判定	特記事項
1	代表者(経営者)は、法令を守ること、安全を最優先とすることなどの考え方を盛り込んだ安全方針を作っているか。		
2	代表者(経営者)は、安全方針を社内周知しているか。		
3	代表者(経営者)は、又は安全統括責任者は、安全方針を実現するため、1年ごとに安全目標を作っているか。		
4	安全運行に努め、安全目標を達成したか。		
5	代表者(経営者)は、重大事故が発生した場合の対応方法を決めているか。		
6	代表者(経営者)は、安全に必要な設備の更新・整備や人員の配置などを行っているか。		
7	安全統括管理者は、安全方針を社内周知しているか。		
8	安全統括管理者は、その職務を把握し、社員を指揮・指導し、安全目標に向けた取り組みを積極的に行っているか。		
9	安全統括管理者は、代表者(経営者)との連携を密にし、輸送の安全に関する情報を集め、代表者(経営者)に報告しているか。		
10	安全統括管理者は、安全管理の実施体制における各自の責任・役割を明確に定めているか。		
11	安全統括管理者は、安全管理の実施体制における各自の責任・役割は周知しているか。		
12	社内において、輸送の安全に関する定期的な話し合いを行っているか。		
13	代表者(経営者)は、社員と直接話す機会を作り、安全に関する指示・指導をしたり、社員から意見・要望を聴いたりしているか。		
14	旅客から輸送の安全に関する意見・要望を収集しているか。		
15	関係法令や社内規則を遵守して、安全運行しているか。		
16	安全管理・運行管理に関する社内規程が適切に管理されているか(必要な部署へ配布・保管、改廃手続きの適切な実施と表示)		

	自己点検チェックリスト	判定	特記事項
17	下請事業者の輸送の安全を阻害することのないようにしているか。		
18	安全運行に必要な教育・訓練を定期的実施しているか。		
19	代表者(経営者)や安全統括責任者等は、外部が主催する運輸安全マネジメントに関する研修等に参加しているか(社内教育の受講も含む)。		
20	18及び19の教育・訓練等の実施状況を記録しているか。		
21	事故が発生した場合、代表者(経営者)まで事故の情報が現場から報告されるようになっているか。		
22	発生した事故の再発防止策を考え、実行しているか。		
23	ヒヤリ・ハット情報を集め、事故防止に活用しているか。		
24	他社の事故事例などを集め、自社の事故防止に活用しているか。		
25	緊急通報・連絡先を少なくとも1年ごとに見直し、電話番号等に変更がないかどうか確認しているか。		
26	21～25の実施状況を記録しているか。		
27	事故が発生した場合、必要な報告を国土交通省にしているか。		
28	代表者(経営者)は、少なくとも年に1回は安全の確保に向けた取り組み状況(安全目標、安全目標達成に向けた取り組み、安全管理の取り組み体制、情報の伝達体制、事故防止策、教育・訓練等)を点検し、問題があれば改善しているか。		
29	上記28の実施状況を記録しているか。		

※実施している場合は『判定』欄に○、実施していない場合は×を記入すること。

※『特記事項』欄には、取り組みの概要や取り組みが困難な理由・問題、前回のチェック時から改善した点などを記入すること。

安全の確保の状況の点検の結果判明した問題とその解決のため対応した状況		
判明した問題	実施日	解決のため対応した状況

年 月 日 署名: _____